

## 電気通信市場検証会議（第38回） 議事録

- 1 日時：令和5年6月28日（水）14:00～15:20
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員（五十音順）  
浅川構成員、池田構成員、大橋座長、高口構成員、田平構成員、林座長代理、森構成員
  - ・ 総務省  
木村電気通信事業部長、飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、植松事業政策課市場評価企画官、土井事業政策課課長補佐
- 4 議事

【大橋座長】 それでは、お時間が参りましたので、ただいまから電気通信市場検証会議の第38回会合を開催いたします。

本日も、大変お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、佐藤構成員、中尾構成員及び西村構成員が御欠席というふうに伺っております。

本日の議事はウェブでの会議形式ということで、音声のみの形ですけれども、公開にて開催ということになります。

まず、配付資料の確認について、事務局よりお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。配付資料の確認をさせていただきます。

本日は計6点ございまして、資料38-1、「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）の結果（概要）」、資料38-2、「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（案）」、資料38-3、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針改定案」、資料38-4、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和5年度）（案）」、参考資料は2点ございまして、1点目が、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」、こちらは現行のものでございます。2つ目につきましては、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和4年度）」となっております。

資料38-1につきましては、一部構成員限りの情報が含まれておりますので御留意ください。

以上になります。

【大橋座長】 資料が相当数ありますけれども、御確認いただければと思います。

本日、議題は3つございまして、早速ですけれども、最初の議題の1、電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）の結果についてということで、まず事務局から、資料38-1、2に基づいて御説明をお願いできればと思います。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。そうしましたら、電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）の結果について、資料38-1に基づいて御説明させていただきます。

1ページ目をお開きください。こちらは本資料の構成というところで、全体像を目次で示してございます。

次のページをお開きいただきますと、電気通信事業分野における市場動向の分析結果を示しております。3ページ目をお開きください。移動系通信市場をめぐる市場環境の変化の影響、こちらは重点検証項目となっておりました。そちらにつきましては、令和4年度における移動系通信市場をめぐる市場環境として、以下、4つの動向の変化が見られたというところで、そちらについて主にアンケートの分析を行うことにより検証したところでございます。

1点目としましては、携帯電話事業者各社により、廉価プラン等の従来に比べて低廉な新しい料金プランの提供が開始されたこと、2点目としては、楽天モバイルによる Rakuten UN-LIMIT VIIの提供開始、3点目としまして、MNOによる通信事故の断続的な発生、4点目として、5Gの契約数の増加、と記載してございます。

4ページ目をお開きください。携帯電話向け通信サービス市場のシェアを確認したところ、楽天モバイルは携帯電話向け通信サービスのシェアを緩やかに伸ばしていたものの、2022年度における料金プランの変更時期を境にシェアは横ばいでございます。前年同期比で見ますと、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクがシェアを緩やかに減少させている一方、MVNOはシェアを伸ばしているところでございます。直近ではMNOのシェアは減少傾向にあります。

5ページ目をお開きください。こちらにつきましては、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況について確認したところ、現在MNOの廉価プラン等を利用中の利用者は、同一事業者が提供するプランから変更した利用者の割合が4割から6割と多くなっていることや、楽天モバイルから他のMNO・MVNOへ変更した利用者の割合が1割から2割と多くなっていることのほか、通信事故に備えるためサブ回線の利用を始めた利用者があること

がうかがえるところがございます。

2 ポツ目としましては、各事業者のサービス間の代替性に係る認識について確認したところ、MNO利用者においては、同一MNO事業者が提供する廉価プラン等、又は他のMNO事業者が提供するサービスが選択肢の中心となっているところがございます。

3 ポツ目としましては、サービス選択時の理由・サービスを切り替えない理由について確認したところ、携帯電話サービスの選択に当たっては、当然価格は重要な考慮要素となっているが、通信品質等も主要な考慮要素となっているといったところがございます。

6 ページ目をお開きください。1 ポツにつきましては、5Gサービスの普及に伴い、携帯電話を固定系通信の代替として捉えている利用者が一定程度見受けられるところで、そういった利用者の動向を見てみますと、20代の構成比が15.5%と高い、月間データ通信量は11GB以上の割合が高いといったことが分かりました。

2 ポツ目につきましては、ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス（共用型）の利用者につきまして、他の固定インターネットサービスの利用者の動向と比較し、分析した結果、集合住宅（賃貸）の比率が42.2%と高い、30代の構成比が27.8%と高い、サービスの選択理由として「工事が不要だった」を選ぶ割合が36.7%と多い、利用用途としては、「動画視聴・配信」、「ゲーム」の割合が最も多い一方で、「仕事・業務」、「オンライン会議」の割合が低いことが分かったところがございます。

最後のポツにつきましては、円安・物価高騰は、利用者の実際の契約切替にまで大きく影響しているものではないが、利用者の料金への意識を高めることにつながっているといったところがございます。

7 ページ目をお開きください。こちらはローカル5Gの実態把握でございます。こちらは重点検証項目となっておりました。

1 ポツ目に記載のとおり、アンケート・ヒアリングを通じて、ローカル5Gの活用領域ごとの動向等、各社の連携状況等、公正な競争を確保する上での課題について検証を行ったところがございます。

2 ポツ目に記載のとおり、法人利用者アンケートによると、現在、ローカル5Gの用途としては、「IoT機器接続」が約7割を占め、業種としては、「製造業」が3割程度と最も多いといったところがございます。ローカル5G事業の活動領域は多岐にわたっておりますけれども、大半が実証段階の案件でして、商用段階に進んでいるものは少なく、ローカル5G事業は黎明期にあると言えるかと記載してございます。

工場、鉄道・道路、空港・港湾の活用領域における実証案件の取組が多く見られたところでございます。商用段階に進んでいる活用領域としては、FWA等が挙げられるところでございます。NTT東西とNTTドコモ・NTTコムとの連携状況については、令和4年度検証において、NTT東西はNTTドコモ・NTTコムを含め、特定の通信事業者と排他的連携を行っていないことが確認されたところでございます。

最後のポツにつきましては、ローカル5G事業における公正な競争を確保するための課題については、現時点において、課題に係る具体的な事象が顕在化しているものではないところでございますが、継続的に把握・検証を行っていくところでございます。また、NTT東西による全国MNO等とのローミング接続に関しては、今後NTT東西による具体的な要望があった場合には、今般の構成員や競争事業者等からの意見等も勘案し、必要に応じて、公正競争上の影響について検討を行っていくといったところでございます。

8ページ目をお開きください。移動系通信市場（小売市場）の各指標について御報告させていただきます。

2ポツ目、市場構造に関する指標としましては、確認したところ、NTTドコモ、KDDIグループ、ソフトバンクのMNO3社の合計シェアが80%を超えている状況は継続している、楽天モバイルはMNOとして参入後、2022年度末時点ではシェアが2.2%となり、前年同期比でシェアを減少させているが、MVNOのシェアは増加していることから、今後、従来のようなMNO3社が市場の大半を占める状況から変化していくと考えられると記載してございます。

続いて、市場全体の動向に関する指標として、移動系通信の契約数は緩やかに増加し続けており、5Gの契約数は急速に増加しております。MVNO契約数も依然として増加を続けているといったところでございます。

下から2番目のポツでございますけれども、事業者のサービス間の代替性に関する指標を確認したところ、MNOは380万の増加、MVNOは362万の増加となっております。

最後、まとめとしまして、移動系通信市場の小売市場については、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、MVNOのシェアが拡大しているとしてございます。

続きまして、9ページ目をお開きください。こちらは移動系通信市場（卸売市場）でございます。

市場構造に関する指標に関しては、MNO3社のシェアが80%弱となっているところでございます。

市場全体の動向に関する指標としては、卸契約数の総数が増加しているといったところ  
でございます。

事業者動向に関する指標については、再卸事業者数はやや増加傾向にあるといったと  
ころでございます。

事業者のサービス間の代替性に関する指標については、MNOは76万の増加、再卸事業者  
は168万の増加となっております。

以上を踏まえまして、移動系通信市場の卸売市場については、緩やかに市場規模が拡大す  
るなど、市場全体の動向に変化が生じてきているとしてございます。

10ページ目をお開きいただきまして、携帯電話向け通信サービス市場（小売市場）につ  
きましては、2ポツ目、市場構造に関する指標については、楽天モバイルはMNOとして参  
入後、2022年度末時点ではシェアが2.8%となり、前年同期比でシェアを減少させてい  
るが、MVNOのシェアは増加していることから、今後、従来のようなMNO3社が市場の  
大半を占める状況から変化していくと考えられると記載してございます。

市場全体の動向に関する指標については、携帯電話向け通信サービスの契約数は緩やか  
に増加し続けているといったところでございます。

事業者の動向に関する指標につきましては、SIMカード型を提供するMVNO事業者  
数は緩やかに増加し続けているといったところでございます。

事業者のサービス間の代替性に関する指標に関しましては、MNOは61万の減少、MV  
NOは86万の増加となっております。

利用者アンケートを確認したところ、同一事業者が提供するブランド間での代替性が  
高くなっていることがうかがえました。楽天モバイルは、様々な事業者のサービスとの  
間で一定の代替性が存在するということがうかがえました。

以上を踏まえまして、携帯電話向け通信サービス市場の小売市場では、移動系通信市場  
全体と同様、緩やかに市場規模が拡大を続ける中、MVNOのシェアが拡大しているとし  
てございます。

11ページ目をお開きください。こちらは携帯電話向け通信サービス市場（卸売市場）に  
なります。

市場構造に関する指標を確認しましたところ、MNO3社のシェアは60%弱となつて  
ございました。

市場全体の動向に関する指標を確認したところ、卸契約数の総数は直近では増加傾向に

あるといったところでございます。また、MNOの全契約数に占めるMNOの卸契約数の割合の推移について、直近では減少傾向にあるといったところでございます。

事業者のサービス間の代替性に関する指標については、MNOは70万の減少、再卸事業者は156万の減少となっております。

以上を踏まえまして、携帯電話向け通信サービス市場の卸売市場については、市場規模が直近では増加傾向にあるなど、市場全体の動向に変化が生じてきているとしてございます。

12ページ目をお開きいただきまして、通信モジュール市場（小売市場）につきましては、2ポツ目のところ、市場構造に関する指標については、MNO 3社の合計シェアが80%を下回っており、各社のシェアの変動は大きく、MVNOのシェアは20%を超えているとしてございます。

市場全体の動向に関する指標につきましては、通信モジュールの契約数は、継続して高い伸びを続けているといったところを記載してございます。

事業者の動向に関する指標については、通信モジュールを提供するMVNO事業者数は緩やかに増加し続けているとしてございます。

事業者のサービス間の代替性に関する指標については、MNOは444万の増加、MVNOは113万の増加となっております。

こういったところを踏まえまして、各事業者のシェアの変動が比較的大きく、各社間で顧客獲得をめぐる競争が活発に行われていることが推察されると記載してございます。

13ページ目をお開きください。こちらは通信モジュール市場（卸売市場）になります。

市場構造に関する指標として、MNO 3社のシェアは95%超であり、ソフトバンクが6割程度、KDDIが3割程度のシェアを有しているといったところでございます。

市場全体の動向に関する指標については、卸契約数の総数は増加傾向にあるといったところでございます。

事業者のサービス間の代替性に関する指標については、MNOは143万の増加、再卸事業者は12万の増加となっております。全体として市場規模は拡大している中、シェアの変動は比較的小さいとしてございます。

14ページ目をお開きください。こちらは固定系ブロードバンド市場でございます。

2ポツ目、卸電気通信役務の提供に係るシェアを含むと、NTT東西のシェアは全ての地域ブロックで約40%から約80%と高い状態が継続しているものの、中国・四国を除く地域ブロックにおいてはKDDIグループが、近畿・中国・四国・九州においては電力系事業者が

一定のシェアを有している。また、ソニーネットワークコミュニケーションズが主に関東においてシェアを増加させていると記載してございます。

また、卸電気通信役務の提供に係るシェアを除くと、NTT東西のシェアは全ての地域ブロックで2021年度末時点から減少しているところで、一方、地域ブロックによっては、中部・近畿においてはKDDIグループが、東北・中部・四国・九州・沖縄においては電力系事業者がシェアを増加させているところがございます。

15ページ目をお開きいただきまして、市場全体の動向に関する指標を確認してみますと、いずれの地域ブロックにおいても緩やかに契約数は増加しているといったところがございます。

事業者の動向に関する指標については、関東・中部・近畿・中国を除く地域ブロックにおいては、事業者数は横ばいとなっており、関東・中部・近畿・中国においては、事業者数は減少傾向にあるといったところを記載してございます。

事業者のサービス間の代替性に関する指標については、NTT東西は41万の減少、NTTグループとして見ると24万の減少、KDDIグループは10万の増加、電力系事業者は7万の増加となっております。

以上まとめまして、固定系ブロードバンド市場の小売市場については、卸電気通信役務の提供に係るシェアを含むと、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続しているものの、卸電気通信役務の提供に係るシェアを除くと、地域ブロックごとに競争状況に差があり、KDDIグループ、電力系事業者が一定程度のシェアを増加させていると記載してございます。

16ページ目をお開きいただきまして、超高速ブロードバンド市場でございます。

こちら傾向は今御説明したものとおおむね一致しておりまして、17ページの一番下のポツのところを掲載してございます。固定系超高速ブロードバンド市場の小売市場については、卸電気通信役務の提供に係るシェアを含むと、総じてNTT東西のシェアは高い状態が継続しているものの、卸電気通信役務の提供に係るシェアを除くと、地域ブロックごとに競争状況に差異があり、電力系事業者、ケーブルテレビ事業者が一定程度のシェアを増加させているところがございます。

18ページ目はFTH市場（小売市場）でございます。19ページ目の最後のポツで、FTH市場の小売市場の状況をまとめてございます。

21ページ目をお開きいただきまして、こちらはFTH市場（卸売市場）といったところ

でございます。22ページ目の最後のポツで全体の状況をまとめてございます。

23ページ目がI S P市場の状況でございます。こちらに記載のとおり、指標を確認してございます。

24ページ目が固定電話市場の部分でございます。こちらは一部の指標が、データがそろるのが少し後になりますので、成案公表時までには更新する予定としてございます。

25ページ目が050-I P電話市場でございます。こちらにも指標を確認した結果、記載のとおりとなっております。

26ページ目から法人向けサービスの実態把握の部分ですけれども、26ページ目に記載しているところは、4月の中間報告で御報告したところと同じとなっております。

27ページ目につきましては、令和4年度の市場画定というところで、本年度の検証を踏まえて、こちらの形で市場画定したいといったところを記載してございます。

28ページ目につきましては、拠点間通信という用途において、WANサービスだけでなく、パブリッククラウド接続が代替的な選択肢として認識されていると見られるといったところを記載してございまして、2ポツ目、WANサービスとパブリッククラウド接続の代替性などについては、引き続き検証・把握を行っていく必要があります。法人ユーザ企業等向けアンケートを通じて、P a a s / I a a s事業者が提供するサービスの利用動向を含め、注視する必要があるといった形でまとめてございます。

29ページ目は研究開発競争の状況把握というところで、令和4年度においては、令和3年度検証において把握した内容からの変更点の有無を中心に確認しております。概要については記載のとおりでございます。

32ページ目をお開きいただきまして、業務の適正性の確認結果につきましては、こちらに記載のとおりでございます。基本的に、不当に優先的な取扱い等に該当する事実ですとか、公正競争条件に反するような行為ですとか、禁止行為規制に係る制度の見直しを要する具体的な課題等、本年度は確認されませんでしたといったところで、引き続き検証を行っていくことを記載してございます。

34ページ目からはN T Tドコモにおける組織再編に係る検証結果というところで、1ポツ目に記載のとおり、N T Tドコモにおいて、令和5年5月25日に、N T Tドコモの100%子会社であるN T Tレゾナントを令和5年7月1日付で吸収合併することになりました。

2ポツ目につきましては、現行の電気通信事業法上、本合併自体を直接、事前に規制する規定はないが、令和3年度年次レポートにおいて、「市場検証の取組における組織再編に係



る対応等」として、「NTTドコモによるその特定関係法人の吸収合併」等の組織再編が発生する場合には、必要に応じて、以下の対応を行うといったところで、資料の下半分に令和3年度年次レポートの記載を抜粋させていただいております。

最後のポツですけれども、本合併は「NTTドコモによるその特定関係法人の吸収合併」に該当するため、以下の対応に従い、令和5年6月の電気通信市場検証会議において、NTTドコモ及び競争事業者からヒアリングを行い、本合併が公正競争に与える影響の検討を行ったところでございます。

36ページ目をお開きください。各市場の公正競争への影響というところで、①移動系通信市場における影響につきましては、最後のポツですけれども、本合併により、移動系通信市場におけるNTTドコモのシェア自体が変動するわけではないが、移動系通信市場におけるシェアの変動を注視するとともに、セット販売による影響を注視する必要があると記載してございます。

②ISP市場における影響につきましては、2ポツ目に、ISP市場においては、「NTT系」としてグループごとに事業者別のシェアを検証しているところであり、直ちに公正競争上の影響が増大するわけではないと記載してございまして、今後のISP市場における「NTT系」のシェア変動ですとか、モバイルサービスやFTTHサービスを含む固定ブロードバンドサービスとのセット販売による公正競争上の影響を注視していく必要があると記載してございます。

③FTTH市場における影響につきましては、最後のポツ、本合併により、FTTH市場におけるNTTドコモのシェアは増加することになるが、公正競争上、直ちに影響を与えるほど大幅にシェアが増加するものではないとした上で、今後のシェアの変動ですとか、セット販売による公正競争上の影響を注視する必要があると記載してございます。

42ページ目につきましては、各事業者、構成員の皆様からの意見をまとめたところございまして、43ページ目に、本合併に係る公正競争への影響に対する考え方を記載してございます。

1ポツ目につきましては、本合併により、直ちに大幅にシェアが増加するものではなく、現時点において、公正競争上、具体的な問題があるとまでは言えないと記載してございまして、上から3ポツ目の部分では、接続料等と利用者料金との関係の妥当性を検証することが考えられるといったところすとか、その下のポツでは、NTTドコモにおける本合併後のエコノミーMVNOに対する公平性の確保の状況について確認していくことが望ましいと

記載してございます。

そういったところを踏まえまして、NTTドコモにおいて取り組むべき事項として、①、②、③にまとめてございます。

そういった点につきまして、次のポツですけれども、市場検証会議で禁止行為規制の遵守状況等を確認するとともに、必要に応じて、関連する研究会等とも連携し、公正競争へ与える影響について検証することが必要であると記載してございます。

下から2番目のポツでは、令和3年度の年次レポート記載の「NTTドコモによるその特定関係法人の吸収合併」については、「電気通信役務の提供に影響を及ぼす資本関係の変更」についても検証の対象とすることが適当であると記載してございます。NTTグループにおいては、今後の組織再編において、令和3年度の年次レポートの「今後の対応等について」に記載の検証に必要な期間を確保できるよう配慮することが必要であると記載してございます。

最後、今般の競争事業者の指摘や今後の市場環境の変化も踏まえ、必要に応じ、組織再編に係る市場検証等の在り方について検討を行っていくことが適当であると記載してございます。

45ページ以降につきまして、今後取り組むべき課題というところで、基本的には記載のとおりでございます。

事務局からの説明は以上になります。

**【大橋座長】** 手際よく御説明いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいま御説明をいただいた資料38-1、これは概要を使って結果を説明いただいたわけですが、ぜひ御意見、あるいは御議論いただければと思っています。

御発言希望のある方は、チャット欄なり、挙手機能なり使って合図を送っていただければ、私のほうから指名させていただきます。

まず、本日御欠席ではありますが、中尾構成員から御意見があるということですので、事務局のほうから、代読のほうお願いできますでしょうか。

**【土井事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。本日御欠席の中尾構成員からの御意見を代読させていただきます。

1点目は、I、電気通信事業分野における市場動向の分析結果につきまして、各項目に関して市場動向のアップデートをいただき、ありがとうございます。差分があることから、定期的に定量的、客観的な評価が重要であることを再認識しました。引き続き動向の分析を

お願いいたします。

28ページ目に関しては、セキュリティの高さが回線選択の理由になっていることから、日本の国民性を示している分析結果となっていると思われます。今後、域外事業者が提供するサービスの利用動向に関しても、このセキュリティの観点からも検証や把握をしていく必要があると感じます。より具体的なP a a s / I a a s 事業の提供するサービスの利用動向の注視は必要と思われます。

2点目としましては、Ⅱ、電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果の部分につきまして、NTTの競合各社から示された事業合併に関する懸念において、34ページに明確化されたように、電気通信事業法上、合併自体を事前に規制する規定がないことを明確にしていたことは、検証の議論を効率的に進める上で有益であると考えます。

しかしながら、規制の規定がないからといって、十分な説明なく事業統合が頻発するということになっては、競合各社の懸念や市場の混乱を招くことになりかねません。今後もNTTグループからは、時間的な余裕を持って市場検証に有益な情報を事前に共有していただき、特に競合各社の懸念を払拭できる十分な情報を事前に共有いただくなど、引き続き効率的な市場検証に御協力いただく姿勢を見せていただくことが重要と考えます。

以上になります。

【大橋座長】      ありがとうございます。

それでは、ほかの構成員の方々、よろしければチャット欄にて、御発言の意思をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、池田構成員、お願いできますでしょうか。

【池田構成員】      ありがとうございます。神戸大学の池田です。御報告ありがとうございました。

今回の年次レポートですか、資料を、スライドで御説明いただきましたけれども、年次レポート案のほうでコメントしようと思います。資料38-2のほうです。

私が今回、この年次レポート（案）を見せていただいて注目したのは、NTTドコモにおける組織再編に係る検証結果ということで、レポートの230ページ以下ですけれども、231ページでは各市場の公正競争への影響とか、233ページでは、本合併に係る公正競争への影響に対する考え方ということが詳しく検討されておりまして、その示された各市場で、どういう理由づけで今回の競争への影響はそれほどないと考えるのか、具体的な市場とその理由づけが明らかになったのは、良かったことだと思います。

前回の市場検証会議で、そもそも検証会議には、個別の企業結合審査について審査する権限がないのではないかということで、検証会議で発展的に詳細化させていくということに懐疑的な意見を申し上げましたけれども、審査権限が無いなりに、今回、年次レポートで具体的に検証して、検証結果が公表されたのは大変よかったですと思います。

今回、競争事業者から強く指摘されたように、もし検証会議の権限、企業再編に対する検証の在り方を強化していく方向で議論するのであれば、この対象範囲についてちょっと読み上げますと、対象範囲を『電気通信役務の提供に影響を及ぼす資本関係の変更』についても検証の対象とする」ということと、それから、「(公正競争上の具体的な問題がある場合には事業法又はNTT法に基づく措置を含む)に必要な期間を確保できるように」に配慮を求めるといふ方向で、権限がないなりに努力していく方向といふのは、今回のレポートの検証結果を見て、こちらの方向でもできることはあるのかなといふふう感じた次第です。

1点ちょっと検証会議での検証の限界かなとも思ったことがございます。例えば、資料38-1のスライドの36で見たいと思いますが、移動系通信市場における影響ということで、「移動系通信市場におけるNTTドコモのシェア自体が変動するわけではない」という理由づけが書かれています。

確かにこの書き方というのは、これまでの市場検証会議におけるシェアの捉え方、市場の捉え方としては、このような把握の仕方でしたので、合併後にNTTドコモがOCNモバイルONEのサービスを提供しても、検証会議のシェアの捉え方としては、NTTドコモ本体にシェアが加算されるのではなくて、NTTドコモ(MVNO)というところでシェアが捉えられるという捉え方になるので、シェアの変更がないという書き方になっています。

この点が私は若干違和感がありまして、セット販売による影響を注視するというのであれば、やはりNTTドコモと、それからOCNモバイルONEの合算シェアを足して、それでもシェアの変化が少ないという理由づけをすべきだと思いますので、この移動系通信市場における影響でのシェアの変動がないという理由づけは、検証会議で検証する制約といふか、これまでの積み重ねにすごく影響を受けている、制約を受けている説明の仕方になっていて、個別の企業再編に対する検証と検証結果の公表といふのはこれまでにない取組で、すごく良いことだと思うのですが、検証会議で検証することの限界もあるのではないかとちょっと感じた次第です。

すみません。長くなりましたが以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局からもコメントを求めたいと思いま

すが、先に構成員の方々の御発言を優先させていただければと思います。

続いて、林構成員、お願いします。

【林座長代理】 林です。事務局におかれましては、御説明ありがとうございました。

中尾先生、池田先生のコメントとかぶるかもしれませんが、私からも、3点コメントをさせていただきますと幸いです。

1点目は、27ページ、28ページの法人向けサービス市場ですが、この検証会議でも議論になりましたが、法人市場は今や通信回線単体では売れず、ソリューションをフックに回線を売るような形態となっておりまして。そうしますとソリューションからのレバレッジが働くため、仮に、ソリューション分野の有力事業者が排他的に禁止行為規制の対象事業者と一体提供を行うような事態が起きた場合は、通信回線獲得競争への影響が大きくなるようにも思われます。このように隣接領域である非電気通信分野の競争力・総合的事業能力が、通信獲得競争に影響を及ぼす懸念がありますので、そのあたりも注視していただきたいと思っております。

要するに、通信市場に閉じた分析ではなくて、27ページにもございますように、上位レイヤーや隣接分野も含めて、前広に分析していただきたいと思っております。

2点目は、34ページ以下のNTTドコモにおける組織再編に係る検証結果ですが、これは令和3年度の年次レポートでは「市場検証の取組における組織再編に係る対応」において具体的な対応方法が明記され、令和4年度の年次レポート案では、合併だけでなく子会社化も含めた組織再編も検証の対象とすること、必要な検証期間を確保することが明記されたのは、検証の実効性を高める意味でも重要ですので、たいへん良かったと思っております。

前回の検証会議でも議論になりましたが、当該特定関係法人との取引が消滅することにより規制の対象外となる課題に対して、NTTドコモさんは引き続き禁止行為規制をしっかりと遵守すると宣言しておられますので、そこはたいへん心強いと思っております。

ただ、合併の場合は、合併後の存続会社はその内部でいわば仮想的な取引を作って、禁止行為規制を遵守するというものですので、遵守しているか否かについては、外部からはなかなか検証できないようにも思います。

そこに競争事業者さんの懸念もあろうかと思っておりますので、今後組織再編計画の公表があった場合には、この検証会議においてまずはすみやかにご説明いただき、その概要を公表した上で、その後すみやかに競争事業者を含めて本検証会議の公開での会合を開き、そこでの検証を経た上で、当該再編が実施されるという流れが望ましいと思っております。

3点目に、検証の在り方ですが、そもそも禁止行為規制は、不当な競争を引き起こすおそれのある行為を類型化しあらかじめ禁止することで、当該行為すなわち市場支配力の濫用行為を「未然に」防止することが目的としていますので、当該行為による弊害が実際に発生していなくともそのおそれがないかどうかを検証することが大事だと思っています。

つまり実害が出ていないからOKなのではなくて、実害が生じる「おそれ」がないかどうかを事前に検証することが本検証会議の役割だと思いますので、そのあたり、競争事業者の意見も聞きながら丁寧に実態を把握していただければ幸いです。

ただ、「おそれ」の判断基準については不明確な点がありますので、そこを明確にする必要があると思っています。そのあたり、もし事務局として御意見がございましたら、御教示いただければ幸いです。

すみません、長くなりました。コメント中心ですが以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

続いて、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。全般的な感想を1点と、意見を1つ申し上げたいと思います。

大変網羅的な事実関係の調査を行っていただきまして、競争環境がはっきりしたのではないかと思います。何かすごく全般ざっくりとした印象を申し上げれば、いろいろなサービスを投入して、競争が全体的にこれは、移動系通信でも固定系通信でも、競争が活発化しているんじゃないかという印象を受けました。

最後の今後取り組むべき課題のところにお書きいただいたことも、いずれもごもつともでして、移動系通信においては競争状況の変化がある。したがって利用者の動向について今後も注視していく必要がある。全くごもつともですし、そのとおりでないと思いましたが。

また、あわせて3点目の、従来の通信サービスと比較的類似しているOTTサービスの代替性ということも非常に重要だというふうに思います。固定系通信も新しいサービスが出てきて競争環境が変化しているということは、非常に重要な注意点だと思いますし、また法人向けサービスのところで、クラウド接続の代替性の観点。今は目立った脅威ではないかもしれませんが、PaaS/IaaS事業者の動向に注視が必要というのも全くごもつともだというふうに思いました。

1つ意見として申し上げたいんですけども、先ほど林先生から、法人向けサービスのところで、ソリューションサービスがレバレッジになっているという御指摘がありました。

れども、それも全くそうだなと思って伺っていたんですが、法人向けじゃない、コンシューマ向けもそうなんではないでしょうか。

いつも同じようなことばかり申し上げて申し訳ないんですけども、かつてはゼロレーティングとの関係で、そのお話をさせていただいていたかと思いますが、今もう世間を見渡せば、移動系通信について申し上げていますが、いつでもどこでもスポーツをみたいな感じだと思うんですけども、動画のバンドルとか、ペーパービューのバンドルとか、すごくプロモーションもされていますし、目立ちますし、やっぱりコンシューマ系においても、そういったコンテンツとのバンドルが、非常にはっきりした訴求ポイントになっているんじゃないかというふうに思います。

その場合、以前は、私はゼロレーティング、ゼロレーティングと言っていたわけですが、そういったバンドルサービスは、通信費用は別に払ってもらいますよということになっていますので。ただ、通信にカウントするかどうか、ギガのカウントをするかどうかとは別に、入会がお得になっていたりとか、ポイントがたくさんもらえたりとか、そういうところでそのバンドルの訴求をしているわけですので、それが利用状況に必ず影響を与えているはずだと思っております。

具体的には45ページですか、今後の課題の移動系通信市場のところにお書きいただきました、「MNO・MVNOの利用者の動向については今後も注視していく必要がある」ということなんですけれども、ここにそういったコンテンツバンドルの影響みたいなことを入れていただいて、それを押し上げていただくのがいいのではないかというふうに思います。

以上です。

**【大橋座長】**      ありがとうございます。

それでは、浅川構成員、お願いします。

**【浅川構成員】**    日本総研、浅川です。私もコメントベースになりますけれども、本年度につきましても、膨大な情報を的確に整理、可視化、検証いただいたかなというふうに思います。ありがとうございます。

前段の市場動向分析結果につきましては、昨年度来からの変化というところがしっかりと確認できて、市場環境の適正性といいますか、競争環境の健全性がしっかりと見える、可視化されていることが確認できたかなというふうに思います。引き続き4年度も同様の確認が重要だなと改めて思いました。

加えて1点、ちょっと細かいところなんですけれども、概要版のページで言うと、27、28

ページ辺りだったと思いますが、法人向けサービスの把握についてコメントさせていただければと思います。

今後、P a a s / I a a s 事業者、G o o g l e ですかA m a z o n といったような事業者の動向に注視が必要とお書きいただいているかと思いますが、皆さん御存じのとおり、今年度及び次年度というのは、5 G の S A、本格的な 5 G が立ち上がる年と言われておりまして、つまりネットワーク自体が急速にクラウドネイティブになっていきますので、ソリューションとネットワークの強化がより見えにくくなってくる。

例えばパブリッククラウド事業者が、キャリア的なネットワークを仮想的に、技術的には提供可能になってくるということになりますので、その辺りの動向というのはお書きいただいているように、非常に重要になってくるんじゃないかなとも思いますので、つまりこの注視という部分が、本年度を振り返る際の、より具体的な検証のフレーム再考であったりですとか、見込みが必要かなというふうに、個人的には思っております。

それからもう 1 点、後段の N T T ドコモ再編に係る検証結果につきましては、現時点では、先日のヒアリングを通じて、総合的な判断として具体的な問題があるとまで言えないというところは確認できたかなというふうに思いましたが、先ほどの中尾先生のコメントにもありましたように、今後さらなる再編の可能性があるのであれば、やはり透明性を高める観点からも、事業戦略上、公開が難しい部分もあるかもしれないんですけども、ある程度の事前の提示など、期間を含めて御配慮いただくというところは、市場全体の健全性のためには重要かなと思った次第です。

以上になります。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 静岡大学の高口でございます。詳細なお取りまとめの御説明、大変ありがとうございました。非常に充実した検証になっているかと思いますが。私のほうからは、大きく 2 点コメントを申し上げたいと思います。

1 点目につきましては、これまでも御意見等出ておりますけれども、N T T ドコモにおける組織再編に係る検証のところですが、基本的に電気通信市場検証会議としては、引き続き禁止行為規制の遵守状況というのを確認していくことに尽きるのかなというふうには思うわけですけれども、こういう組織再編で、例えば合併によって禁止行為規制が遵守されているかどうかというのを確認することのハードルが、どれぐらい今後上がっていくのか。



それはもう当然、事業者様の協力とかというところも必要になってくるかと思えますけれども、こういう規制については、規制が守られているかどうかをチェックするためのコストということも、長期的にはちょっと見ていかなくちゃいけないのかなというふうに、最近感じております。

合併によってなかなか確認が難しいということになると、現実的に規制のモニタリングコストみたいなのがどんどん上昇していく。もしそういうことであるとすると、そのコストまで含めて規制の在り方がこれでいいのかどうかというのは、長期的には考えないといけないかと思えますので、今後の電気通信市場検証会議で、あらゆる意味でのコストで、どの程度の遵守状況の確認ができるのかというのは、引き続きどこかで客観的に、メタな視点で見えていく必要があるのかなというのを感じたのが1点目です。

それから2点目につきましては、今回、年次レポートのほうでも詳細に分析いただいたところではあるんですけども、類似サービスの代替性というところは、今後やっぱり一層見ていかないといけないかなと思っております。今回、事務局のほうでも、今後取り組むべき課題というところで提示していただいております。全くそのとおりだと思うんですけども、例えば無料の音声アプリケーションと通話というのが、どういう意味で代替的なのかというのを、今後もっと見ていく必要があるかと思えます。それから、FTTHとワイヤレス固定ブロードバンドサービスみたいなところの代替性とかも、今回、利用用途とかで細かく比較していただいておりますけれども、これから先のサービスの境界線がなくなっていくような中で、ユーザがどういう認識でそれぞれのサービスを捉えているかというのは、引き続き検証会議でも見ていく必要が一層あるのかなというふうに感じた次第です。

以上です。

**【大橋座長】**      ありがとうございます。

続いて、田平構成員、お願いします。

**【田平構成員】**      東京都立大学の田平です。お世話になります。私からは、コメントを1点申し上げることができればと思います。

まずは、詳細に、かつきれいに整理していただきありがとうございます。コメントの内容としては、特に後半部分のNTT関連に関係してというところなんですけれども、この市場検証会議では、市場全体の状況を検証する、見渡すために、個々の事例を見ているところがあるのだろうというふうに、私自身は認識していて、直接的にその個々の事例であったり、ケースにどうこうということではないと認識していて、それゆえに権限の話が出てくると

は思うのですけれども、そういうことを前提とすると、この間、ヒアリングを通していろいろお聞きしているところで、なかなかそういう検証会議自体の目的であるとか意図を、NTTとか、特に競争事業者の方々に共有することが難しいところもあるのかなと、この間思うところもありました。

例えば、NTTの禁止行為規制を遵守しますということで、問題のある行為はしませんという主張があった場合に、最終的にはどうか、性善説のような形でそこに頼らざるを得ないところもあり、しませんという以上の主張を引き出すのがなかなか難しいのかなと思う場面もありましたし、他方で、問題があるというふうになれば、競争事業者側がこういう問題があつてということを詳細に引き出せばよりよいのかなと思う点で、重要な役割を担っていると思うのですけれども、なかなかそこも、いろいろ特定したりとか認識することが難しいのかなということも思っておりました。

なので、できるだけ双方のというか、各事業者の方々に御負担をかけない形でそういうことを引き出せばよいなど、なかなかないものねだりかもしれないのですけれども、そのような形ができれば、より具体的に、よりよい形で検証ができるのかなというふうに思いました。

すみません、感想ベースで恐縮ですけれども、私からは以上です。

**【大橋座長】** ありがとうございます。

おおむねお手が挙がっている構成員の方々から御発言いただいたところです。一部御意見があつた部分もあるのかなと思いますが、もし事務局のほうから何かリプライ等あればいただけますでしょうか。

**【土井事業政策課課長補佐】** 事務局でございます。

まず、冒頭、市場動向の分析の関係でいただいたコメントのところを回答させていただこうと思います。

林先生から御指摘いただきました法人サービスの分析の在り方の部分につきましては、林先生がおっしゃるとおり、ソリューションをフックに展開という声も聞いてはおりますので、今年度もそういったところを含めて検証した結果を、今回レポートに掲載させていただきました。引き続き、国内電気通信事業者の方が需要者側からは強く認識されているといった結果等を、今年度はお示ししたところです。

御指摘の問題意識を踏まえ、引き続き来年度以降も検証を続けていきたいというふうに考えてございます。

森先生からいただきましたコンテンツとのバンドルによる影響というところにつきましては、今現在、F T T Hといった固定系通信とのセットの部分では、動画配信サービスとのバンドルの状況ですとか、その動向等を追えてはいるのですけれども、移動系通信のほうでは、利用しているサービスなどについては確認しつつも、具体的にそういったバンドルが移動系通信の競争にどう影響しているか、今年は具体的に分析できていなかったところかなと思いますので、来年度に向けてより深く分析できるように準備していきたいというふうに考えております。

浅川先生からいただきましたP a a s / I a a s事業者の部分ですが、パブリッククラウド事業者がネットワークを提供できるようになるという点を踏まえ、検証の踏み込みが必要という部分につきましては、来年度以降、具体的にどういうふうに踏み込んで分析していくかなど、引き続き御相談させていただきながら進めさせていただければと思ってございます。

高口先生からいただきました類似サービスとの代替性の部分につきましては、今年度、今後検討すべき課題の中で整理させていただきましたが、来年度引き続き、その辺りのところを分析していきたいというふうに考えてございますので、引き続き御知見等賜れますと非常に幸いでございます。

【植松事業政策課市場評価企画官】 続きまして私のほうから、再編に関する御意見を、池田先生と林先生、あとは浅川先生と田平先生からいただいたかと思うんですけれども、1つは市場検証会議の役割という部分と、あと今後の対応の部分で御意見いただいたかと思っております。

市場検証会議の役割につきまして、少し今回概要の43ページにも記載させていただいてありますけれども、合併そのものの部分につきましては、現行の電気通信事業法上、それ自体は直接事前に規制するという形にはなっておりませんが、年次レポートの記載を基に、市場検証会議の下で組織再編があった場合に対応していくときには、基本的に組織再編によって生じる公正競争上の影響について、今回も行いました契約数によるシェアの動向といった客観的データについての分析ですとか、あとは競争事業者からの意見を踏まえまして分析、検討を行うといった部分ですとか、あとは接続ルールやスタックテストといった料金の適正性の確保といったような、どうやって公正競争を確保していくかといった部分の必要な措置を検討いただければというふうに考えております。

また、検証の期間につきましては、43ページに少し記載させていただいておりますけれど

も、今後事業者のほうでも、もし再編があった場合には必要な期間は留意いただくということもありますし、市場検証会議の進め方につきましては、先生方からもコメントをいただきましたけれども、どうやって進めるか、先生方にも事前に御相談をさせていただきながら進められればというふうに考えております。

以上になります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

まず市場検証のところは、重点的な検証項目と、あとは定点観測いただいておりますが、今後についての御示唆をいただいたのかなと思います。

また今回の組織再編を通じて、検証会議のミッションというか、あるべき姿というものも、改めて再認識する機会になっているのではないかとこのように思い、また、今回事務局のほうで、43ページ目を中心にして若干の記載をいただいたということなんだと思います。

一応皆様方の御意見に対して、事務局からも御回答いただいたところもあったと思いますが、もし追加で御意見、あるいはもう少し深めたいという御議論があればいただければと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

この令和4年度の市場検証の年次レポートについてですけれども、これはこの検証会議においてお諮りをするという形になっております。最終的には公表させていただきたいわけですけれども、今回、大きな御異論はいただいているのかなと思います。今後の課題について様々御指摘いただいた点は、今後に向けてしっかり反映していきますけれども、反映については、もし差し支えないようであれば座長である私に御一任いただいて、文言の修正も含めて事務局と調整させていただければと思います。そうした方向で御異議ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

ありがとうございます。チャット欄にて御賛同いただいているというところですので、差し支えないとのことで、そのような形でまとめさせていただければと思っています。ありがとうございます。

続いて、次の議題である電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針の改正案及び令和5年度年次計画の案について、資料38-3及び4、御用意いただいておりますので、まず、事務局に御説明いただければと思います。

【植松事業政策課市場評価企画官】 それでは、事務局より資料38-3及び資料38-4につきまして、簡単に御説明させていただきます。

まず資料38-3の基本方針の改定案を御覧ください。こちらは4月の検証会議におきま

して骨子案を御説明させていただきましたけれども、そちらの骨子案に基づきまして改定案を作成しております。変更箇所を中心に御説明させていただきます。

まず、1番の趣旨の部分ですけれども、3段落目、市場検証を実施する趣旨を少し明確化する形で追記をしております。社会全体のデジタル化の進展により電気通信事業の公共性がより高まっているということで、安心・安全な通信サービス及びネットワークの提供の確保が求められること、そして市場環境の急速な変化を踏まえまして、電気通信事業分野における市場動向や事業者の業務の状況を的確に捉えることが重要であるということから、継続的に市場検証の取組を実施することが必要であるというふうに記載しております。

次に、2番、概要の部分につきましてはおおむね変更はございませんけれども、3ページ目の「3. 市場動向の分析」におきまして、(2)の①検証対象市場につきまして、4ページの上から3段落目に、法人向けサービス市場を来年度より検証対象市場とすることを追記しております。図表におきましても同じく記載をしております。あわせて、5ページ目の②定点的に観測する指標等の一番下の段落になりますけれども、こちらは、個人の利用者向けのアンケートに加えまして、来年度以降も法人等利用者アンケートを実施する予定でございますので、その旨を追記しております。

続きまして、6ページ目を御覧ください。4番の業務の適正性の確認の部分ですが、こちらは表題も含めまして、骨子案からの変更点としましては、業務の適正性等の確認・把握と修正させていただいております。来年度より主要事業者に対するモニタリングを実施する予定としておりますけれども、このモニタリングの項目の中には実態把握といったものもございまして、その点を正確に書き分けるという形で修正をしております。内容としましては、6ページ目の2段落目から5段落目に追記をしております。2段落目におきましては、主要事業者に対するモニタリングを行う趣旨を記載しております。こちらはデジタル化の進展によって電気通信に対する国民生活や社会経済の依存度が高まっているというところで、非常時だけではなく平時から各事業者の抱えている電気通信サービスを提供する上でのリスク等を踏まえまして、ヒアリング等を通じて主要な電気通信事業者に対するモニタリングを実施するというように記載をしております。

また、前回4月に中尾先生から、事業者の負担といった懸念も踏まえて効率的な情報提供をいただくように注意すべきとの御指摘もいただいたところでございますけれども、5段落目のなお書きに、モニタリングの実施に当たりましては、総務省内の関係部署との連携ですとか関連する研究会等の議論を踏まえまして、事業者側に過度な負担が生じないよう効率

的なモニタリングに努める旨、記載しております。

続きまして、モニタリングの具体的項目につきましては7ページ以降に（１）（２）として記載しておりますが、まず（１）の部分につきましては、4月の会議で浅川先生からも御指摘がございましたけども、経営・財務状況及び業務運営、組織体制につきましては実態把握という趣旨になりますので、こちらにつきましても「確認」としていたものを「把握」という形で修正しております。

続きまして（２）につきましても、法令・ガイドラインの遵守状況については確認、リスクマネジメント・ガバナンス態勢については把握という形で書き分けるということで修正をしております。また、（２）の2段落目になりますけども、下記①②については、必要に応じ市場検証会議において非公開ヒアリングも実施し、検証の透明性を確保する観点から、可能な範囲でヒアリング結果や検証結果の概要の公表を行うとしておりまして、こちら、令和4年度の市場検証と同様になりますけども、①というのは禁止行為規制の遵守状況、②が公正競争条件の遵守状況の確認については、令和5年度以降も引き続き必要に応じてヒアリング等を実施する旨を明記しております。

続きまして、③番のネットワークの信頼性向上のモニタリングにつきましては、別途事故検証会議のほうで、電気通信役務の安全・信頼性の確保に係るモニタリングの基本方針を定める予定となっておりますので、そちらに基づきましてモニタリングを実施する旨、記載しております。④につきましては、①から③の項目以外に、年次計画に定める重点的項目についても、法令等の遵守状況の確認ですとかリスクマネジメント等の態勢の把握を行っていく旨を記載しております。

10ページ以降は各検証における指標となりますので後ほど適宜御参照ください。

基本方針の説明は以上となりますが、続きまして資料38-4の令和5年度の年次計画につきまして、こちら4月の骨子案からの変更・追加等の部分を中心に御説明させていただきます。

まず、1ページ目のスケジュールですけども、基本的にスケジュールについては令和4年度の市場検証と同様に、来年6月目途に年次レポート及び次の令和6年度の年次計画案を作成いただきまして、8月には取りまとめ公表するというスケジュールで考えております。

内容につきましては、先ほど基本方針にありました事項を具体化するという形で、2ページ目の「2. 市場動向の分析」の部分の重点的検証の対象としましては、先ほどの議論で高口先生からもコメントをいただいておりますけども、①固定系ブロードバンド市場をめぐ

る市場環境の変化の影響、②音声通信をめぐる市場環境の変化の影響の2点を検証するということで考えております。

①の固定系ブロードバンド市場につきましては、一部DSLサービスが終了するという動きですとか、MNOから新たなプランが出されるというような動きもございますので、引き続きMNO等による携帯電話サービスとのセット割引等の固定系通信市場と移動系通信市場との間の影響を把握分析するとともに、あとローカル5Gを含めました5Gや地域BWAを利用したワイヤレス固定ブロードバンドサービスといった新しいサービスも開始されているところでございますので、そういったサービスも含めまして、利用者アンケートを通じて市場動向を見ていきたいと考えております。

②番の音声通信につきましては、こちらアプリ電話といったOTTサービス利用が増加しておりますし、固定電話につきましてはIP網への移行が各事業者において進められているところでございますので、音声通信に係る市場動向についても把握していきたいというふうに考えております。また、これら①、②の項目につきましては、必要に応じて市場検証会議においてヒアリングを実施したいというふうに考えています。

続きまして、3ページ目の(3)利用者アンケートにつきましては、具体的な項目については来年度、市場検証会議で御議論いただいた上で確定をしたいと思っておりますが、3つほど具体的な観点を挙げておまして、その中の2つ目の部分を新しく追加しております。こちら、MNOの廉価プラン等の状況ですとか、令和5年5月から開始されておりますMNPワンストップサービスなどによる移動系通信市場における利用者の動向も把握できればと考えております。

また、(4)番、法人等利用者へのアンケートにかかる項目、こちらは新たに令和5年度で追加しているものになります。4ページ目に記載しておりますけれども、従来のWANサービスとクラウドサービスとの間の関係ですとか、ローカル5Gを含めましたIoTサービスに係る法人等利用者の動向を把握できればと考えております。

続きまして、3の業務の適正性に係る項目になりますけれども、6ページ目の上のお書きの部分に、先ほど前半で御説明いたしましたNTTドコモによるNTTレゾナントの吸収合併に係る検証事項を記載しております。

また、最後になりますけれども、④その他の法令・ガイドライン等の確認の項目の部分に、こちらは令和5年度の具体的なモニタリング項目としまして3つ、aからcまで記載をしております。

以上、令和5年度の年次計画案の御説明となります。

【大橋座長】 ありがとうございます。

たしか2回前ぐらいの会だと思いますが、市場検証の在り方についても見直すことがあるのではないかとということで皆さんに御議論いただいて、そうした点も反映しつつ、今回、基本方針及び年次計画について御提示を事務局のほうからいただいたということになります。

これらについて、ぜひ構成員の方々から御意見なりいただければと思います。どなた様からもチャット欄にてお知らせいただければと思います。よろしくお願ひします。

林構成員、お願ひします。

【林座長代理】 これも御説明ありがとうございます。これまでの議論を反映していただいていますので、全般的に異存ございません。

38-3の基本方針案についてですが、もしかしたら、これは、前半の資料38-1のところ  
で議論すべきだったかもしれませんが、より一般的な話かとも思いましたので、ここでコメントさせていただけますと幸いです。

検証対象市場における市場構造に関する指標についてですが、具体的には事業者別のシェアの集計方法について、さきほど池田先生からメンションがあったと存じますが、私も少し気になっています。一般に、企業結合に伴ってですね、グループ内各社で機能統合を行う場合には、個々の会社は、法人格としては別々であったとしても、インフラを持つ会社や法人事業をやる会社など会社を機能別に分社化するような場合には、グループ会社間では競争関係にはなく、実質的には同一事業体と評価できる場合もあるかと思ひます。競争法の世界でも、全体として親会社の統一的指揮の下に置かれている場合には、同一事業体としてシェアも見るといふ考え方もありますので、再編があった場合の事業者別のシェアの集計方法について、今後少し頭の整理をしておいてもよいのではないかと存じます。

具体的に修文をお願ひするものではありませんが、コメントさせていただきました。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

御意見なさそうですか。ありがとうございます。

先ほどの林先生の御指摘は、恐らくそういうふうな視点も含めて検討していただくといふことなのかなと思ひていますが、もし事務局からあればいただければと思ひますが、いか



がですか。

【植松事業政策課市場評価企画官】 ありがとうございます。

林先生、御意見いただきまして、ありがとうございます。

そうですね、事業者別のシェアをどういうふうにかウントしていくかというのは、再編もこういった形で再編されるかによって変わってくるかなと思っておりますので。今回のNTTドコモのレゾナント吸収合併の場合については、MVNOサービスとかはそのままMVNOサービスとして提供されるというような形だということで、MVNOとしてのシェアという形で今回整理をさせていただいておりますけども。今後の再編に応じて、こういった主体により提供されるかといった部分も踏まえて、今後検討できればと思います。ありがとうございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

恐らく付け加えるとすると、シェアも当然、市場画定をしたの上では重要ですが、シェアに現れないようなところもしっかり拾っていきながら、総体として再編なりをどう評価するのかということはこの検証会議で議論できればいいのかなというふうに思っています。

ありがとうございます。

今回いただいた市場検証のそれぞれの案ですけれども、経営財務状況を今回確認をさせていただいたりとか、あるいは、ある意味、前々回の資料ですと横軸で見るというふうな考え方で御説明させていただいたんですけれども、そうした観点でより幅広く構成員の方々に見ていただくことにもなると思います。

そうした計画案でありますけれども、基本的には御異論ないと受け止めさせていただきました。よろしければ、この基本方針の改定案及び令和5年度の年次計画案について、座長である私に最終的な整理は御一任いただき、最後、事務局と調整をさせていただくという形で進めさせていただきたいと思うんですけれども、その方向でよろしいでしょうか。

チャット欄にて御異議なしということですので、そのような方向で進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれにて終了なんですけれども、今後のスケジュールについて事務局より御説明のほうをお願いいたします。

【土井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート（案）」、「電気通信事

業分野における市場検証に関する基本方針」改定案及び「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和5年度）（案）」については、大橋座長と御相談の上、所要の修正を行い、構成員の皆様にも別途お送りさせていただいた後、意見公募（パブリックコメント）を行うことといたします。

意見公募の具体的な日程につきましては、改めて総務省ウェブサイト等で公開するとともに、構成員の皆様にも別途御案内させていただきます。意見公募で寄せられた御意見については、御意見に対する総務省の考え方等を整理・公表の上、「電気通信事業分野における市場検証（令和4年度）年次レポート」、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」及び「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和5年度）」として確定、公表する予定です。

次回の検証会議の日程につきましては、別途事務局から御連絡さしあげます。

以上でございます。

**【大橋座長】**      ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれにて終了ですので、本日の検証会議は以上とさせていただきますと思います。

大変お忙しいところ、様々御意見いただきました。ありがとうございました。